

NECグループ人権方針

2015年4月制定

2020年4月改定

1) 背景と目的

NEC およびその連結子会社（以下、NEC）は、世界中の人がより安全・安心に暮らせる情報社会の実現をめざしている。NEC が行うあらゆる企業活動は、社会、環境および経済の進歩を確かなものとする事で次世代の利益に繋がっていくものでなければならない。また、NEC は、厳密な企業倫理基準に従い、企業活動を行う各国で適用される国際および国内法令ならびに人権のすべてを尊重することを約束する。

NEC は、グローバル企業として、あらゆる企業活動（自らの製品とサービス、事業活動およびステークホルダーとの関係等）が人権に及ぼしうる潜在的影響にも責任があることを認識している。NEC は、国際連合世界人権宣言、国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）」、欧州委員会「UNGP 導入に関する ICT セクターガイダンス」および国際労働機関（ILO）が示すガイドラインを参照し、個人と労働者の基本的権利を支持する。

2) 概要

本方針は、NEC グループが共通で持つ価値観であり行動の原点である「NEC Way」に基づいた人権への取り組み方針を詳述するものであり、以下のことを NEC のすべての役員と従業員に適用する。

- (1) あらゆる企業活動の場面において、基本的人権を尊重し、人種、信条、年齢、社会的身分、門地、国籍、民族、宗教、性別、性的指向・性自認、および障がいの有無等の理由による差別や個人の尊厳を傷つける行為を行ってはならない。
- (2) 従業員の雇用・労働にあたっては各国・各地域の法令を遵守した行動をとるが、児童労働および強制労働はいかなる場面に対しても認めることなく、決して行わない。
- (3) ICT 提供者として自らの企業活動がプライバシーなどを含めた人権課題を引き起こさないよう最善の注意を払う

また、NEC は、バリューチェーンにおけるビジネスパートナーやその他の関係者に対しても、同様の 人権尊重と、その取り組みが不十分であった場合には適切な対処を求める。

3) 守るべきこと

NEC は、あらゆる企業活動の場面において、ステークホルダーとの対話と協議を通し、以下の各項目を実行、推進する。

- (1) NEC は、自らの企業活動による顕在的または潜在的な人権への負の影響に対処するため、人権デューデリジェンスを展開、実行する。NEC は、顕在的または潜在的な人権リスクを識別、評価し、一貫した方針のもとでそれを軽減あるいは未然に防止する措置を講じる。また、NEC は、透明性と説明責任を確保するため、企

業のより発展的な努力として、その検証結果を公開する手順を開発する。

- (2) NECの企業活動が間接的または直接的な原因として人権に負の影響をもたらした場合は、その救済、またはそれに準じた協力を行うよう努力し、しかるべき手段を用いて再発防止に取り組む。
- (3) 該当地域の国内法令が国際的に認められた人権と両立できない場合においては、NECは国際的な人権の原則を尊重できるよう解決を図る。
- (4) NECは、すべての役員と従業員が本方針および人権デューデリジェンスを確実に実行するよう、適切な教育の提供と人権へのさらなる意識啓発、能力開発等の取り組みを行う。